

# (仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画素案 に関する意見募集について

～「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」を目指して～

すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくための環境づくりを推進することを目的とし、(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、このたび素案を取りまとめましたので、市民の皆様からの意見を募集します。



## ■意見の募集期間及び提出方法

【意見の募集期間】平成26年12月11日（木）から平成27年1月19日（月）まで

【意見の提出方法】郵送、持参、FAX、電子メールでお寄せください。

御意見には、必ず、「題名」「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

・郵送、持参先：〒210-8577 川崎区宮本町1番地

市民・こども局こども本部 子ども・子育て支援新制度準備担当

※ 郵送の場合は、当日消印有効です。

※ 持参の場合は、1月19日（月）の17時15分までとします。

・FAX：044-200-3190（子ども・子育て支援新制度準備担当FAX）

・電子メール：川崎市ホームページの「意見公募」にアクセスし、手順に従って御提出ください。

■資料の閲覧場所 ※ 川崎市ホームページでも内容をご覧いただけます。

- 1 川崎市市民・こども局こども本部 子ども・子育て支援新制度準備担当
- 2 各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、図書館
- 3 情報プラザ（市役所第3庁舎2階）

■問い合わせ先 市民・こども局こども本部 子ども・子育て支援新制度準備担当

電話：044-200-3534 FAX：044-200-3190

## ※留意事項

- 1 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。
- 2 お寄せいただいた御意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、内容を整理又は要約した上で、御意見に対する本市の考え方を取りまとめて、後日市ホームページ等で公表する予定です。

（意見を提出していただいた方への直接の回答はいたしません。）

- 3 電話や来庁による口頭での御意見は受付しておりませんので、御了承ください。

## ■今後の予定

- 1月 市民説明会開催
- 2月 市民意見公表
- 3月 計画策定

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行は、人口構造に大きなアンバランスを生むと共に、将来的には、生産年齢人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、今後、我が国の社会・経済に深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、首都圏等への人口の集中を背景とした都市化の進展は、「核家族世帯の増加」、「地域との関わりの希薄化」などを生んできました。

さらに、共働き世帯の増加などの「働き方」の変化や景気の動向などの影響による「暮らし」の変化、未婚・晩婚化の進行による「家庭（家族形態）」の変化から、個人の意識は多様化し、子育て世代にも深化・複雑化したニーズが生まれており、児童虐待や待機児童など、子ども・子育てに関するさまざまな社会的問題が起きています。

国においては、平成24(2012)年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

「子ども・子育て関連3法」に基づき、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けて取組を推進するため、平成27(2015)年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画」は、子どもや子育て家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、「親や保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識」のもとに、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進め、「子ども・子育て支援新制度」への的確な対応を図るとともに、本市の社会状況や地域の実情に合わせながら、「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」の実現を目指し、生まれる前から青年期に至るまでのすべての子ども・子育て支援施策を総合的に推進するために策定します。

### 2 計画の位置付け

「子ども・子育て支援法」においては、市町村が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施体制の確保、その他子ども・子育て支援の施策を総合的に推進するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが規定されています。

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく、「市町村子ども・子育て計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく本市の行動計画として、これまで取組を進めてきた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の基本的な考え方等を継承し、さまざまな分野にわたり、総合的な視点から展開を図ります。

### 3 計画の期間

平成27(2015)年度を初年度とし、平成31(2019)年度までの5年間を計画期間とします。

### 4 計画の対象

おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

## 子ども・子育て支援新制度の概要

### 子ども・子育て関連3法

#### ①子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のために必要な事項を定めるもの。

→ 幼稚園と保育所とで別々になっている利用手続きや公費負担の仕組みなどを一本化

#### ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）

幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所とで別々になっている認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置付けを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めるもの。

→ 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

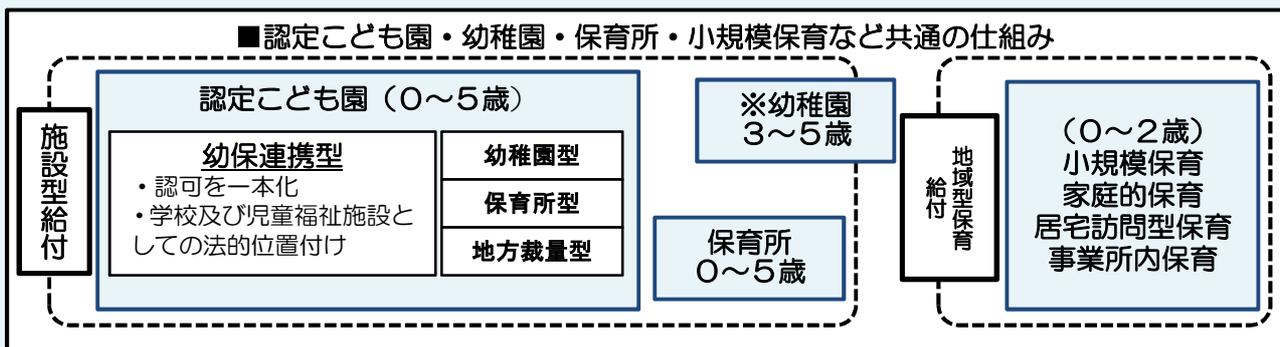
#### ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）

子ども・子育て支援法、認定こども園法の施行に伴い、児童福祉法等の関係する法律について規定を整備するもの。

### 〈現行制度からの主な変更点〉

#### ●幼児期の学校教育・保育の提供を「個人への給付」に変更

3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。



※幼稚園については、「施設型給付へ移行する施設」と「私学助成を受ける施設」とを事業者が選択できる。

#### ●市町村が制度の実施主体

これまで「幼稚園の所管は県」、「保育所の所管は市」と区分されていた制度の実施主体が、子ども・子育て支援新制度においては市町村に一本化されます。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するなど、その責務を負うこととなりました。

●消費税率引き上げに伴う財源確保

「子ども・子育て」は、社会保障・税一体改革において、社会保障分野の一つとして位置付けられ、子ども・子育て支援新制度の財源として、消費税率引き上げに伴う増収分が充当されます。

●「地域子ども・子育て支援事業」

地域子育て支援拠点事業（本市においては「地域子育て支援センター事業」）や放課後児童クラブ（本市においては「わくわくプラザ事業」）などの下の右表で示した13事業について、地域子ども・子育て支援事業として法定化され、市町村が地域の实情に応じて実施することとなります。

■子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

■地域型保育給付

- ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
- ・家庭的保育（利用定員5人以下）
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

■児童手当

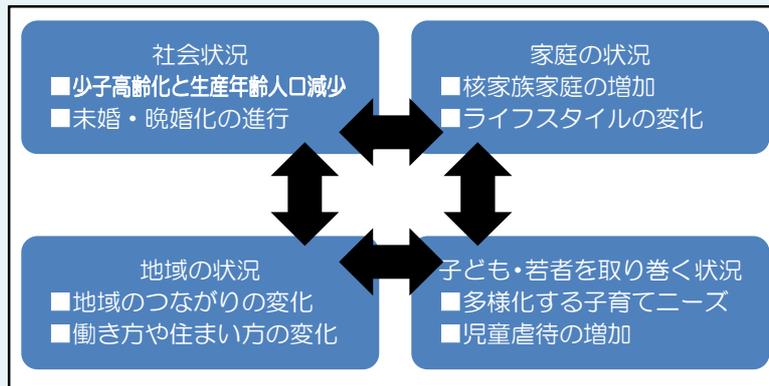
- ・個人への現金給付

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤要支援訪問事業等
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進する事業

## 第2章 子ども・若者や子育て家庭の状況

急速な少子高齢化と生産年齢人口少や未婚・晩婚化の進行、核家族家庭の増加やライフスタイルの多様化、地域のつながりの変化や働き方や住まい方の変化、多様化する子育てニーズや児童虐待の増加など、**子ども・若者や子育て家庭をめぐる状況は、大きく変化しております。**



## 第3章 計画の基本方向

### 1 計画の基本理念

本計画においては、本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、川崎市が目指すべき基本理念として次のとおり掲げます。

#### 子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき

本市では、「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」を基本理念に掲げ、本市の未来を担う子どもの生活と成長を支援し、「生まれる前から青年期に至るまでのすべての子ども・子育て支援施策を総合的に推進」することとします。

### 2 計画策定の基本的な考え方

- ★ 子どもを産み・育てたいと感じる社会環境の創出
- ★ ライフステージを通じた子ども・若者支援の充実と対策

### 3 計画の基本的視点

この計画の推進にあたっては、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の計画の基本方向を踏まえ、以下の**8つを基本的視点**とし、「子ども・子育て支援新制度」における「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

#### 《8つの基本的視点》

① 一人ひとりの子どもを尊重する視点	⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点
② 次代の親を育む視点	⑥ すべての子どもと家庭を支援する視点
③ 親育ちの過程を支援する視点	⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点
④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点	⑧ 地域の実情に応じた視点

### 4 計画の基本目標と施策の展開

この計画では、これまで進めてきた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の考え方を継承しつつ、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、次の**6つの基本目標**を掲げ、計画の推進を図ります。

基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり	基本目標Ⅳ 親と子が健やかに暮らせる社会づくり
基本目標Ⅱ 子育てを社会全体で支える環境づくり	基本目標Ⅴ 子育てを支援する体制づくり
基本目標Ⅲ 乳幼児期の保育・教育の環境づくり	基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしいまちづくり

## 第4章 基本施策の展開

基本理念を実現するために、6つの基本目標に据え、施策の方向に沿った取組を推進します。

### ▶基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり

施策の方向 子どもの権利の尊重

<推進項目>

- 子どもの権利の普及・啓発
- 子どもの権利保障に関する相談支援体制の充実
- 子どもの主体的な参加の促進
- 多文化共生の取組

### ▶基本目標Ⅱ 子育てを社会全体で支える環境づくり

施策の方向 子育て家庭への支援の充実

<推進項目>

- 男女がともに担う子育ての意識啓発
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 子育て家庭への経済的支援

施策の方向 地域全体で担う子育ての推進

<推進項目>

- 地域の社会資源の充実に向けた取組の推進
- 地域が主体となった子育て支援活動の充実に向けた取組の推進
- 子育て家庭のニーズに合った情報提供・相談支援

### ▶基本目標Ⅲ 乳幼児期の保育・教育の環境づくり

施策の方向 幼児教育の充実と教育・保育の一体的な推進

<推進項目>

- 幼児教育の質の向上
- 認定こども園への移行の促進
- 幼保小連携の推進

施策の方向 保育需要への適切な対応

<推進項目>

- 多様な手法による定員枠の拡大
- 公立保育所の民営化と施設老朽化への対応

施策の方向 保育の質の維持・向上

<推進項目>

- 多様な運営主体の参入に伴う保育の質の確保
- 保育士確保対策の充実
- 特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実

施策の方向 多様な保育ニーズへの対応と充実

<推進項目>

- 多様な保育事業の充実

施策の方向 保育サービス利用における受益と負担の適正化

<推進項目>

- 保育サービスの利用における受益と負担のあり方の検討
- 保育料の収納率向上に向けた取組の推進

施策の方向 保育サービス利用における受益と負担の適正化

<推進項目> 待機児童対策の総合的な推進

- 待機児童対策の総合的な推進

## ▶基本目標Ⅳ 親と子が健やかに暮らせる社会づくり

施策の方向 子どもの健やかな成長

＜推進項目＞

- 安心して妊娠・出産できる環境の整備
- 乳幼児の健やかな発育・発達を支える
- 学齢期・思春期の子ども達の心と体の健康を増進

施策の方向 自立への基盤を育てる取組の推進

＜推進項目＞

- キャリア在り方生き方教育の推進
- 放課後の活動・地域での活動を通じた健全育成

## ▶基本目標Ⅴ 子育てを支援する体制づくり

施策の方向 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

＜推進項目＞

- 家庭に近い養育環境の推進と専門的支援の充実
- 里親制度（家庭養護）の推進

施策の方向 ひとり親家庭への支援の充実

＜推進項目＞

- 相談・支援体制の充実
- 家庭の生活を支援する取組の推進
- 自立に向けた子どもへの支援の充実

施策の方向 発達に課題のある子どもと家庭への支援の充実

＜推進項目＞

- 相談・支援体制の充実
- 障害児の医療・福祉サービスの提供
- 学校における特別支援教育の充実

施策の方向 自立に向けて課題を抱える子ども・若者への支援の充実

＜推進項目＞

- 課題を抱える子ども・若者対策の総合的な推進

施策の方向 児童虐待対策の推進

＜推進項目＞

- 児童虐待防止対策の推進

施策の方向 DV防止・被害者支援の推進

＜推進項目＞

- DV被害者の支援体制の充実とDV防止への取組

## ▶基本目標Ⅵ 親と子が健やかに暮らせる社会づくり

施策の方向 子育てに配慮した生活環境の推進

＜推進項目＞

- 子育てに配慮した住宅の普及促進
- 安全・安心なまちづくりの推進
- 安全・安心な公園・緑地の整備
- 交通安全対策の推進
- 子どもの事故の未然防止の推進
- 食の安全の確保

施策の方向 子どもを犯罪から守り犯罪を防止する活動の推進

＜推進項目＞

- 子どもの非行防止や犯罪から守る活動の推進

## 第5章 教育・保育の量の見込みと地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

子ども・子育て支援法に基づく事業計画では、教育・保育施設・地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（施設・事業の利用に関するニーズ量）と確保方策（量の見込みに対応する施設・事業の整備量とその実施時期）について、平成27年度から5年間の方策を示すこととされています。計画の素案における量の見込みは、予算編成作業の中で、直近の利用状況を踏まえてさらに精査し、確保方策とともに計画に位置づけます。

### 1 教育・保育の量の見込み

（単位：人）

年度／区分	1号（3～5歳）	2号（3～5歳）	3号（0歳）	3号（1～2歳）
平成27年度	22,096	15,537	2,422	10,910
平成28年度	20,975	17,103	2,492	11,209
平成29年度	20,043	17,827	2,688	11,909
平成30年度	19,367	18,189	2,874	12,937
平成31年度	18,766	18,227	2,905	13,563

※子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設及び地域型保育事業の利用にあたっては、保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

支給認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要性に応じた区分	利用できる施設
1号認定	3歳以上	なし	教育標準時間	認定こども園 幼稚園
2号認定	3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園 保育所
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園 保育所 地域型保育事業

### 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業（単位）／実績・量の見込み	平成25年度実績	平成31年度の量の見込み
妊婦健康診査（受診回数）	165,846	158,667
乳児家庭全戸訪問事業（訪問件数）	13,295	12,837
子育て短期支援事業（ショートステイ）（年間延べ利用人数）	210	441
養育支援訪問事業等	専門的相談支援（訪問件数）	324
	育児・家事支援（訪問件数）	123
病児・病後児保育事業（年間延べ利用人数）	3,909	10,156
利用者支援事業（か所数）	—	9
延長保育事業（月間実利用人数）	8,209	13,676
放課後児童健全育成事業（利用定員）	5,901	6,956
地域子育て支援センター事業（年間延べ利用人数）	257,871	322,824
一時預かり事業	幼稚園（年間延べ利用人数）	256,834
	保育所（年間延べ利用人数）	94,713
ふれあい子育てサポート事業（年間延べ利用人数）	15,485	16,607

### ＜地域子ども・子育て支援事業の概要＞

事業名	事業概要
妊婦健康診査	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	「新生児訪問（未熟児訪問含む）」または「こんにちは赤ちゃん訪問」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。 ●新生児訪問 おおむね生後2か月までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。 ●こんにちは赤ちゃん訪問 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区保健福祉センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける制度です。
子育て短期支援事業	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則6泊7日以内で子どもを預かる事業です。
養育支援訪問事業等	育児ストレス、育児困難、産後うつ病等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。
病児・病後児保育事業	保育所等に入所している子どもが、病氣中または病氣の回復期にあり、まだ通常の保育所等では預けられない時に、一時的に預かる事業です。
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。
延長保育事業	保育所等において、保護者の希望に応じて、18時以降の保育の延長利用を実施しております。公営保育所では19時まで、民営保育所では19時または20時までの延長保育を実施しています。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。
地域子育て支援拠点事業	親子のふれあいと遊び場の提供、子育てに関する悩みなどの相談、地域の子育てに関する情報の提供、子育てに関する講座の開催、子育てサークルの育成・支援など、地域の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る事業です。
一時預かり事業	●幼稚園における在園児を対象とした一時預かり 幼稚園で通常の保育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。 ●保育所における一時保育 保護者などが週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
ふれあい子育てサポート事業	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。

## 第6章 計画の推進に向けて

本市では、計画の策定にあたっては、「学識経験者」、「子育て当事者」、「子ども・子育て支援従事者」、「事業主代表」、「労働者代表」等から構成される「川崎市子ども・子育て会議」を設置し、議論を重ねてきました。

計画策定後におきましても、計画の進行管理を毎年実施し、子ども・子育て支援施策の実施状況等について審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割（PDCAサイクル）として「川崎市子ども・子育て会議」により施策や見込みの達成状況、成果を評価し、評価結果は、市ホームページ等を通じて公表します。

### ■PDCAサイクルの実施

